

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監5の第11号

監 査 の 対 象：令和4年度監査委員監査 通学路等の安全対策に関する事務

所 管 所 属：東成区役所

通知を受けた日：令和5年4月15日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3 (2)	<u>危険箇所における工事施工日の適切な情報共有について改善を求めたもの</u> 建設局において道路工事を実施する際には、地元住民に対し周知リーフレットを配布するとともに、施工現場において交通安全誘導員を配置し安全対策に配慮されている。しかし、区役所、小学校に対しては情報共有が図られていなかったため、結果として通学する児童や見守りボランティアにも必要な情報共有がされていなかった。 [指摘事項3 (2)] 東成区役所は、工事施工日について、地域住民や学校関係者と情報共有ができる仕組みを策定すること。また、全区における取組みとするために、他の区役所に対し情報共有を図ること。	・令和5年1月30日付で建設局田島工営所に対し、関係小学校並びに区役所宛に、工事施工日等の情報提供を求めることを文書により通知するとともに、各小学校長に対し、関係機関からの工事施工日等の情報を児童らに対し適切に情報共有を行うよう周知した。 ・全区における取組みとするための、他区への情報共有について、大阪市通学路安全推進会議（3月13日開催）において、監査指摘内容と対応策について説明した。また、区長会議のこども・教育部会（3月29日開催）で当区の仕組みの考え方の説明を行い、全区で工事施工日の情報共有を行うよう説明した。	措置済	令和5年3月29日